

行財政改革大綱後期実施計画

実施事項名	国民健康保険税の収納率の向上						重点項目番号	6																														
現状、問題点、必要性 (なぜやるのか)	【現状】 平成18年度収納率 現年分92.77%、過年分19.57%						番号	②																														
	【問題点、必要性】 納税者の不公平感の解消、税収を確保し国民健康保険事業の運営安定化を図る。						担当課(執行する課)	健康福祉部 健康保険課																														
	【現状の客観的な説明】 平成18年度の三重県内市の収納率平均値は84.95%であり、当市の収納率は県内14市中3位である。						責任者名(執行責任者)	健康保険課長 森下泰成																														
							担当課電話番号	22-9659																														
対象等(なにが、だれが)	国民健康保険税納税義務者及び滞納者、国民健康保険税						【金額】 3年間で1,100万円の収入増																															
成果(対象がどうなるのか)	納税義務者が納期限内に納付する。滞納者が完納する。歳入の確保につながる。												【算定根拠】 収納率0.1%向上させることにより200万円の収入増となる。																									
実施する内容・目標数値 (対象を成果の状態にするために、何を、いつまでに、どのようにやるのか)	【実施内容】 納税啓発(市広報など)、口座振替の推進、納税夜間休日窓口の開設、滞納者に対する納付相談、電話催告、臨戸徴収の実施、悪質滞納者に対する短期被保険者証・資格証明書の交付などにより収納率を向上させる。						財政効果額(千円) (いくら削減されるのか、いくら収入増となるのか)																															
	【目標数値】												特記事項																									
<table border="1" data-bbox="403 782 1254 877"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>19</th> <th>20</th> <th>21</th> <th>22</th> <th>23</th> <th>24</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収納率(%)</td> <td>93.3</td> <td>93.4</td> <td>93.5</td> <td>93.7</td> <td>93.9</td> <td>94.0</td> </tr> <tr> <td>収入額(百万円)</td> <td>2,503</td> <td>2,505</td> <td>2,509</td> <td>2,514</td> <td>2,519</td> <td>2,522</td> </tr> </tbody> </table>						年 度	19	20	21	22	23	24							収納率(%)	93.3	93.4	93.5	93.7	93.9	94.0	収入額(百万円)	2,503	2,505	2,509	2,514	2,519	2,522	※現年分					
年 度	19	20	21	22	23	24																																
収納率(%)	93.3	93.4	93.5	93.7	93.9	94.0																																
収入額(百万円)	2,503	2,505	2,509	2,514	2,519	2,522																																
【目標の客観的な説明】 後期高齢者医療制度が実施され、比較的収納率の高い人が国保を脱退することにより収納率が低下することが危惧される。平成22年度の目標収納率93.7%は、現在の14市中2位となる。また、平成19年度収納額と比較して1,100万円の収入増となる。																																						
目標を達成するための活動指標(全体目標を達成するために個別に実施する項目) (何をどれだけやるのか)	活動指標名		目標値	定義・算定式				行程表(いつまでにやるのか)																														
								平成20年度		平成21年度		平成22年度																										
								4月		10月		4月		10月		4月		10月																				
	納税啓発		年間 2 回																																			
	口座振替の推進		62.00%	平成19年度60.6%																																		
	納税夜間休日窓口開設		年間15日開設	5月・8月・3月																																		
納付相談・電話催告・臨戸徴収			毎月5日間納付相談、5月・12月電話催告及び臨戸徴収																																			